



会社法施行後 10年を迎えます

忘れていませんか？ 役員変更の登記

平成18年5月1日に会社法が施行されてから、平成28年5月で10年迎えました。会社法施行後に**役員**の任期を最長の10年に伸長した株式会社でも**役員**の任期が満了し、役員の変更およびその登記手続きを行う必要が生じます。

任期管理を放置すると…？

リスク
パラメータ

①

登記事項の変更事由発生
から2週間経過

過料制裁のおそれ

②

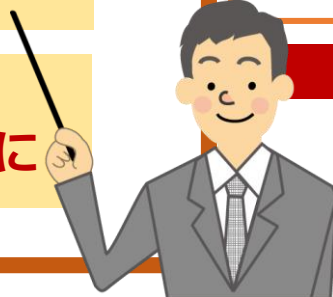
最後の登記から12年経過

**みなし解散による
事業継続の危機**

③

みなし解散後3年経過

会社継続が不可に



この10年で新たに登記できる事項も！

- ☆ 婚姻前の氏の記録の申し出
- ☆ 監査役の監査の範囲を
会計に関するものに限定する旨の定め

登記の必要書類も変更されています！

- ☆ 新任役員は本人確認証明書が必要に
- ☆ 代表取締役の辞任には実印の押印・
印鑑証明書または会社実印が必要に

無料相談実施中

**役員改選手続きの
有無・時期を診断します**

登記記録・定款をご準備頂けると
より迅速正確な診断が可能です。

最新の法律に照らし合わせ
御社にピッタリの「役員任期のあり方」をご提案！

商業・法人・組合登記、動産・債権譲渡登記（ABL）
労務相談、契約書チェック、事業承継、法人税など
各専門家がおりますので、なんでもご相談ください。

京都/大阪/滋賀/東京
に拠点がございます。

